

平成十四年法律第八十七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律

目次

第二章 再資源化等の実施	(第八条—第二十条)
第一節 関連事業者による再資源化の実施	(第二十一条—第四十一条)
第三章 登録及び許可	(第42条—第53条)
第一節 引取業者の登録	(第42条—第53条)
第二節 フロン類回収業者の登録	(第42条—第53条)
第三節 解体業の許可	(第六十一条—第六十六条)
第四節 破碎業の許可	(第六十七条—第七十一条)
第五章 移動報告	(第八十条—第九十一条)
第六章 指定法人	(第九十二条—第一百四十四条)
第一節 資金管理法人	(第九十二条—第一百四十四条)
第二節 指定再資源化機関	(第一百五十三条—第一百五十五条)
第三節 情報管理センター	(第一百四十四条—第一百四十四条)
附則	(百二十条)
第七章 雑則	(第一百二十一一条—第一百三十六条)
第八章 罰則	(第一百三十七条—第一百四十三条)
附則	(定義)
第一章 総則	(目的)

6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。	1 この法律において「自動車破碎残さ」とは、自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。	2 この法律において「解体自動車」とは、自動車のうち、その使用その他の運行以外の用途への使用を含む。(以下同じ)。	3 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、特定再資源化等物品とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。	4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、特定再資源化等物品とは、特定再資源化物品を分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。	5 この法律において「自動車破碎残さ」とは、自動車を破碎し、金属その他有用なものを解体自動車を破碎し、金属その他有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。	6 この法律において「指定期回収業」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。	7 この法律において「特定再資源化業者」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。	8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。	9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。	10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊(フロン類法第六十九条第四項の規定による破壊をいう。以下同じ)をいう。	11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者がから使用済自動車の取りりを行う事業(自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。)を行い、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。	12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業を行うことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。	13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行った者をいう。	
14 第六十条第一項の許可を受けた者をいう。	1 この法律において「破碎業者」とは、破碎業を行なう事業をいい、「破碎業者」は、破碎業を行なうことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。	2 自動車を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)	3 自動車を製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。)の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)	4 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為	5 前二号に掲げる行為を他の者に對し委託をする行為	6 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。	7 この法律において「関連事業者」とは、引取業者(フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。	8 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。	9 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	10 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	11 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	12 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	13 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	14 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の破碎及び破碎前処理(圧縮その他の主務省

2 この法律において「解体業者」とは、解体業を行なう事業をいい、「解体業者」は、解体業を行なうことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。	3 当該自動車が使用済自動車となつた場合において、当該物品の再資源化を行なうことが、当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業を行なうことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。	4 第四条 関連事業者は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	5 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。
6 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	7 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	8 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	9 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。
10 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	11 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	12 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	13 この法律において「自動車製造業者等の責務」とは、自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。

(自動車の所有者の責務)

第五条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、

自動車の購入に当たつてその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たつて使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、使用済自動車の再資源化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

国は、自動車の所有者による使用済自動車の適正かつ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再資源化等に要した費用、その再資源化に引渡し及び関連事業者によるその再資源化の適正化による努力を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めることによる努めなければならない。

第七条 地方公共団体は、国の方策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

(使用済自動車の引渡し義務)

第八条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となつたときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

第九条 引取業者は、使用済自動車について第十七条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十二条第一項に規定する資金管理法人(以下この章、第四章及び第五章における

いて単に「資金管理法人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のい

ずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求める者から当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。

一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合

二 主務省令で定める正当な理由がある場合

3 引取業者は、前項第一号に該当する場合に

は、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理法人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。

(引取業者の引渡し義務)

第十一条 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定工

アコンディショナーが搭載されている場合はフロ

ロン類回収業者に、搭載されていない場合は解

体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならぬ。

(引取業に関し行った行為の取消しの制限)

第十一条の一 引取業者(個人に限り、未成年者を除く。)が当該事業に関し行った行為は、行為

能力の制限によつては取り消すことができない。

(フロン類回収業者の引取義務)

第十二条 フロン類回収業者は、引取業者から第

十条の使用済自動車の引取りを求められたとき

は、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。

(フロン類回収業者の回収義務)

第十三条 フロン類回収業者は、主務省令で定める基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収したときは、自ら当該フロン

類の再利用(冷媒その他製品の原材料として自

ら利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利

用する者に償若しくは無償で譲渡し得る状

態にすることをいう。以下同じ。)をする場合

を除き、第二十一条の規定により特定再資源化等の物品を引き取るべき自動車製造業者等(当該

自動車製造業者等を確知することができないときは、第百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。)に当該フロン類を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

この場合において、当該自動車を引き渡したと車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準により利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。)に引き渡す場合は、この限りでない。

2 フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によりフロン類を引き渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(フロン類回収業者の使用済自動車の引渡し義務)

第十四条 フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。

(解体業者の引取義務)

第十五条 解体業者は、引取業者から第十条の使

用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類

回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求

められたときは、主務省令で定める正当な理由

がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。

(解体業者の再資源化実施義務等)

第十六条 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から前条の使用済自動車の引取りを求

められたときは、主務省令で定める正当な理由

がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。

(解体業者の再資源化実施義務等)

第十七条 破碎業者は、解体業者から前条第四項の解体自動車の引取りを求められたときは、主

務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならぬ。

(破碎業者の引取義務)

第十八条 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による

解体自動車の再資源化を促進するための破碎前

処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破碎前処理を行わなければならぬ。

(破碎業者の再資源化実施義務等)

第十九条 破碎業者は、その引き取った解体自動車の解体を行うときは、当該解体自動車を引き取らなければならぬ。

(破碎業者の引取義務)

第二十条 破碎業者は、自ら破碎前処理を行つたとき

は、自ら破碎前処理を行つた後にその解体自動

車の破碎を行う場合を除き、他の破碎業者(破

碎前処理のみを業として行う者を除く。)に当

該解体自動車を引き渡さなければならない。た

だし、解体自動車全部利用者(解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。)に引き渡す場合は、この限りでない。

5 解体業者は、前項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事實を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定期間保存しなければならない。

6 解体業者は、その引き取つた使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならぬ。

7 第一項、第二項及び前三項の規定は、解体業者が引き取つた解体自動車について準用する。

(解体業者の引取義務)

第二十一条 第二項及び第三項の規定は、解体業者に当該使用済自動車を解体について準用する。

8 第一項、第二項及び第三項の規定は、解体業者に当該使用済自動車を解体について準用する。

(破碎業者の引取義務)

第二十二条 破碎業者は、解体業者から前条第四項の解体自動車の引取りを求められたときは、主

務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならぬ。

(破碎業者の再資源化実施義務等)

第二十三条 破碎業者は、その引き取つた解体自動車の解体を行うときは、当該解体自動車を引き取らなければならぬ。

(破碎業者の引取義務)

第二十四条 破碎業者は、自ら破碎前処理を行つたとき

は、自ら破碎前処理を行つた後にその解体自動

車の破碎を行う場合を除き、他の破碎業者(破

碎前処理のみを業として行う者を除く。)に当

該解体自動車を引き渡さなければならない。た

だし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合

は、この限りでない。

4 破碎業者は、破碎前処理のみを業として行う者を業として行う者に限る。)から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならぬ。

5 破碎業者は、その引き取つた解体自動車の破

碎を行つたときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる

る状態にすることとその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

6 破碎業者は、第四項の破碎を行つたときは、当該引取るべき自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならぬ。

7 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎及び破碎前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。

8 第十六条第五項の規定は、破碎業者が第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用する。
 第十九条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章から第七章までにおいて同じ。）は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に必要な指導及び助言をすることができる。

第二十条 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしていない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、フロン類回収業者が第十二条の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとする。

の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施

（自動車製造業者等の引取義務）

第二十一条 自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から自分が製造等をした自動車（その者が、他の自動車製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割した法人若しくは分割した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割した法人又はその製造等の事業を譲り渡した自動車製造業者等が特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定再資源化等物品を引き取る場所としてあらかじめ当該自動車製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、当該特定再資源化等物品を引き取らなければならない。（引取基準）

第二十二条 自動車製造業者等又は第一百五条に規定する指定再資源化機関（以下この節、第四章、第五章及び第六章第一節において単に「指定再資源化機関」という。）は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品を引き取るべき当該特定再資源化等物品の性状、引取りの方針その他の主務省令で定める事項について特定再資源化等物品の引取りの基準（以下「引取基準」という。）を定めることができる。

2 自動車製造業者等又は第一百五条に規定するフロン類回収料金若しくは指定回収料金を主務省令で定めるところにより、前項に規定する引取基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（引取基準等に対する勧告等）

第二十三条 フロン類回収業者は、第十三条第一項の規定により自動車製造業者等（同項に規定する自動車製造業者等をいう。以下この項において同じ。）にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収及び当該引取るべき自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならぬ。

7 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎及び破碎前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。

8 第十六条第五項の規定は、破碎業者が第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用する。（指導及び助言）

（フロン類回収料金及び指定回収料金）

第二十四条 主務大臣は、自動車製造業者等が第二十二条第二項の規定により公表した引取基準又は前条第四項の規定により公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金が、第二十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した引取基準又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第三項に規定するフロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又は同条第四項の規定による公表をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その支

払又は公表すべき旨の勧告をすることができるとする。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（自動車製造業者等の再資源化実施義務等）

第二十五条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化物品を引き取つたときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

2 前項の再資源化（指定再資源化機関が行うもの）を除く。は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

（自動車製造業者等のフロン類破壊義務等）

第二十六条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取つたときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン類法第二条第十二項に規定する特定再資源化機関が行うもの（以下「フロン類破壊業者」という。）に委託しなければならない。ただし、第一百六条第一号に規定する特定再資源化機関が行うもの（以下「フロン類回収料金」という。）の支払を請求することができる。

2 自動車製造業者等のフロン類回収料金を主務省令で定める額の金銭（以下「指定回収料金」という。）の支払を請求することができる。

3 自動車製造業者等は、前二項の規定による請求があつた場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならぬ。

4 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及び指定回収料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。（引取基準等に対する勧告等）

第二十七条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスク（これに準する方法により一定の事項を確実に記録し

ておきことができる物を含む。以下同じ。)を備もつて調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

2 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、特定再資源化等物品の再資源化等の状況を公表しなければならない。
(再資源化の認定)

第二十八条 自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするとき(他の者に委託して再資源化を行おうとするときを含む。)は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第一百六条第一号に規定する特定自動車製造業者が指定再資源化機関に委託して再資源化を行おうとするときは、この限りでない。

1 当該再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

2 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

3 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

4 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る再資源化に必要な行為を実施する者

三 当該認定に係る再資源化に必要な行為の用に供する施設

4 氏名又は名称のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。
(変更の認定)

第二十九条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第三十条 主務大臣は、第二十八条第一項の認定に係る再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第三十一条 自動車製造業者等は、解体業者又は破碎業者に委託して、解体自動車の全部再資源化(再資源化のうち、解体業者が第十六条第二項の主務省令で定める再資源化に関する基準に従つて再資源化を行つた後の解体自動車を解体自動車全部利用者(当該解体自動車をその原材料として利用する事業とて主務省令で定めるものを国内において行う者に限る。)がその原材料として利用することができる状態にするもの)をいう。以下同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の認定の取扱いについて準用する。

(再資源化等に係る料金の公表等)

第三十四条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、これを販売する時までに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の認定の取扱いについて準用する。

(再資源化等に係る料金の公表等)

第三十五条 自動車製造業者等は、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならぬ。

(再資源化等に係る料金に対する勧告等)

第三十六条 自動車製造業者等は、自動車を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該自動車の製造等をした者の名称その他の主務省令で定める事項を表示しなければならない。

(表示)

第三十七条 主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第二十二条の規定による特定再資源化等物品の引取り又は第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。

(指導及び助言)

第三十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対する勧告等に對し、その勧告に係る措置をとることができる。

(勧告及び命令)

第三十九条 自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に當たつては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした自動車の使用の本拠地の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(フロン類回収業者等による申出)

第四十条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適

2 前項の規定により公表される料金は、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならぬ。

(再資源化等に係る料金に対する勧告等)

第三十五条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることがで

きる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告

の認定を受けなければならない。

2 前条第二項から第四号までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧

告の認定を受けなければならない。

正に配置していないことにより、当該自動車製造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再資源化等物品の該当自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。(指定引取場所に係る勧告)

第四十条 主務大臣は、前条の規定による申出があつた場合において、同条に規定する支障の発生を回避することにより特定再資源化等物品の適正な引渡しを確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る自動車製造業者等に対し、当該申出をしたフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

(引取業者の登録)

第四十二条 引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第四十三条 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。

第四十四条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

第四十五条 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

第四十六条 都道府県知事は、前項の規定による登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

第四十七条 都道府県知事は、前項の規定による登録を拒否したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第四十八条 都道府県知事は、前項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定による届出について、第四十四条第一項の規定による登録簿に登録しなければならない。

第四十九条 この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」とい

らに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)。

五 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

六 その他主務省令で定める事項

七 前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

八 ディシヨナールに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

九 前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十 第四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十一 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十二 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十三 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十四 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十五 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十六 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十七 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十八 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十九 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十一 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十二 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十三 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十四 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十五 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十六 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十七 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十八 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二十九 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

三十 第四条第一項各号に該当する者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

う。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

四 その登録に係る引取業を廃止した場合 引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

八 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

九 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十一 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十二 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十三 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十四 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十八 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十九 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十一 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十二 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十三 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十四 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員

三 法人が合併及び破産手続開始の決定により解散した場合 その清算人

四 その登録に係る引取業を廃止した場合 引取業者

五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

八 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

九 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十一 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十二 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十三 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十四 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十八 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十九 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十一 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十二 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十三 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十四 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十五 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十六 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

二十七 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

2 第四十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(主務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、引取業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 フロン類回収業者の登録

(フロン類回収業者の登録)

第五十三条 フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」といふ)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第五十四条 前条第一項の登録を受けようとする者(以下「フロン類回収業登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を

都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地
三 法人である場合においては、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 回收しようとするフロン類の種類
六 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、フロン類回収業登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)
第五十五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規

定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当すると号に掲げる事項が使用済自動車に搭載される特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合しないと認めると、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は被産手続開始の決定を受けて復権を得れない者

二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反しては、その処分の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が

書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第五十七条 フロン類回収業者は、第五十四条第

一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつた場合を除き、その届出があつた事項のうち第五十五条第一項第一号に掲げる事項をフロン類回収業登録簿に登録しなければならない。

3 第五十四条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

(登録の取消し等)

第五十八条 都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第五十三条第一項の登録(同条第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

二 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が第五十六条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 第五十六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(準用)

第五十九条 第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、フロン類回収業者について準用する。この場合において、第四十九条中

第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当し

その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。
(変更の届出)

第五十七条第一項」とあるのは、「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

第三節 解体業の許可

(解体業の許可)

行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」といふ)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第五十九条第一項の許可を受けようとする者は、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつた場合を除き、その届出があつた事項のうち第五十五条第一項第一号に掲げる事項をフロン類回収業登録簿に登録しなければならない。

6 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

7 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

8 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

9 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

10 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

11 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

12 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

13 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

14 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

15 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

16 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

17 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

18 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

19 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

20 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

21 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

22 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

23 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

24 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

25 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

26 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

27 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

28 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

29 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

30 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

31 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

32 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

33 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

34 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

35 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

36 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

37 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

38 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

39 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

40 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

41 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

42 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

43 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

44 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

45 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

46 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

47 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

48 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

49 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

50 第五十九条第一項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

ないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確にかつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定められた基準に適合するものであること。

二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができる者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の三第七項及び第三十二条の十第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十七条の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第六十二条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む)、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日

前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ト 営業に専念成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む)がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人での役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるも

チ 法人での役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるも

チ 法人での役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるも

ト 営業に専念成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む)がイからへまでのいずれかに該当するもの

(許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けたとき。

三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなかつたとき。

四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第五節 破碎業の許可

(破碎業の許可)

第六十七条 破碎業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

前項の許可是、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

一 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるま

る。

(許可の申請)

第六十八条 前条第一項の許可を受けようとする者は(以下「破碎業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事業所の名称及び所在地

四 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

六 事業の用に供する施設の概要

七 その他主務省令で定める事項

八 前項の申請書には、破碎業許可申請者が次条第一項第二号に適合することを誓約する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

(変更の許可)

(変更の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(廃業等の届出)

(前条の規定は、前項の規定による許可につ

て準用する。)

できる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対し、情報管理センターが第八十五条第三項の規定による請求を受けて交付する同条第一項に規定する書類等であつて委託解体業者等が解体自動車全般利用者に当該解体自動車を確實に引き渡したことの証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

第二項の規定は、前項の規定による書類等の提出について準用する。

情報管理センターは、第八十一条第一項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができ

(承認等)
第七十七条 自動車の所有者について相続その他的一般承継があつたときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。
自動車の所有権の譲渡があつたときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

(再資原)

化預託金等の取戻し)

第七十八条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておくべき要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

3 とき)は、時效によつて消滅する。
第一項の規定により再資源化預託金等を取り戻そうとする者は、政令で定めるところにより資金管理法人が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を資金管理法人に納めなければならぬ。
(主務省令への委任)
二〇〇二年三月二十九日のほか、再資源化

第七十九条 この章に定めるもののはか再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 移動報告

第八十条 引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、当該

使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（二二二に頼するものとして）として主務省令で定めるも

2 のを含む。以下同じ。) その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用者の自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

6 係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

5 フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該期間内に回収して再利用をしたフロン類の量当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

6 フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したとき(当該解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合を除く)、

(とき)は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称(当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称)、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の事項を主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

第八十一条 (移動報告)
引取業者は、使用済自動車を引き取つたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定めた事項を情報管理センターに報告しなければならない。

引取業者はフロン数回収業者又は角協業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該フロン

解体業者は、借用済自動車又は解体自動車を引き取つたときは、主務省令で定めるところに

他の砲砲業者又は解体自動車全部利用者は当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に

類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

3 フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところによ

より、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を桂報管理センターに報告しなければならない。

解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回收回取物品を引き渡したとき(当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該指定回收回取物品を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該指定回收回取物品の運搬を受託した者)に当該指定回收回取物品を引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を桂報管理センターに報告しなければならない。

委託する場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したこと)は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称(当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあつては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称)、当該解体自動車の車台番

り、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求める者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

4 フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は

古の道打本の言ふ事打口に、
き渡したとき)は、主務省令で定めるところにより、
主務省令で定める期間内に、当該指定回収物
品の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当
該指定回収物品に係る使用済自動車の車台番号
その他の主務省令で定める事項を情報管理セ
ンターに報告しなければならない。

号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

破碎業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破碎残さを引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破碎残さを引き渡すために行う運送

(当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき
に当該フロン類を引き渡すために行う運搬を他人
に委託する場合にあつては、当該フロン類の
運搬を受託した者に当該フロン類を引き渡した

9
解体業者は、他の解体業者、破碎業者又は、自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき（当該他の解体業者、破碎業者又は解体自動車全部利用者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運

車破碎残さの運搬を受託した者に当該自動車破碎残さを引き渡したとき)は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に当該自動車破碎残さの引渡しを受ける者の氏名等を他人に委託する場合にあつては、当該自動車破碎残さの運搬を受託した者に当該自動車破碎残さを引き渡したとき)は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に当該自動車破碎残さの引渡しを受ける者の氏名等を

13 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称（当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない）。

（移動報告の方法）

第八十二条 関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関（以下この章において「関連事業者等」と総称する。）は、前条各項の規定による報告（以下「移動報告」と総称する）については、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。

前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。

関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納め、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該移動報告を書面の提出により行うことができる。

情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

5 書面の提出により行われた移動報告について前項の規定により行われたときは、当該書面に記載された事項が同項の書面に記載された事項と同様であることは、当該書面に記載された事項と同様であると推定する。

7 い。 関連事業者等は、当該関連事業者等が行つた移動報告に係る第五項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、情報管理センターに対し、その旨を申し出ることができる。
(移動報告の方法の特例)

第八十三条 関連事業者等は、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことができない場合として主務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行ふことができる。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録する。
(ファイルの記録の保存)

第八十四条 情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(ファイルの閲覧の請求等)

第八十五条 関連事業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつてその者が引き取つた使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下この章において「使用済自動車等」と総称する。）に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧（以下「ファイルの閲覧」という。）又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク（以下「書類等」という。）の交付を請求することができる。

2 関連事業者等（引取業者を除く。）は、使用済自動車等の引取りを求められたときは、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつて当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3 第三十三条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならぬ。い。

第八十六条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、ファイルを情報管理センターに納めなければならない。

第八十七条 使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であつて当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に対し、情報管理センターに照会すべしことを申し出ることができる。この場合において、当該引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに対しファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

(照会の申出)

第八十八条 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告(以下この条において「引取実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行つた者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(以下この条において「引取後引渡実施報告」という。)を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行つた者に通知しなければならない。

情報管理センターは、第八十一条第二項、第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(同条第九項又は第十一項の規定による報告にあっては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るものを除く。以下この条において「引渡実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者(以下この条において単に

〔引渡しを受ける者　という。〕が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告（以下この条において「引渡後引取実施報告」という。）を受けないときは、遅延なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し問合せを行うこととその他の方法により、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

4 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行つた者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないなおそれがある旨及び当該引取実施報告を行つた者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号（特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。）その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

5 情報管理センターは、第二項の通知を行つた後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行つた者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

6 情報管理センターは、フロン類回収業者から第八十一条第五項の規定による報告を受けないとき、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類回収業者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（電子情報処理組織による通知）

イ 第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託
ロ 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託
三 破碎業者が行う次の運搬又は処分の委託
イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の解体業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託
又は処分の委託
ロ 第十八条第六項の規定によりその自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破碎残さの運搬又は処分の委託
(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第百二十三条 産業廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けた者として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかるらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。

この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

又は運搬を行わなければならぬ。

廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であつて、使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第十二条の規定は、適用しない。

3 一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者による。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかるらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。

この場合において、その者は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかるらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者によることは、廃棄物処理法第十七条第一項の規定により、適用しない。

4 一般廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行ふことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行ふことができる。

（一般廃棄物処理法の適用の特例等）

第百二十四条 第百二十二条第十一項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬

の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するもののみなす。産業廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車（以下この項において「使用済自動車産業廃棄物等」という。）の処分が行われた場合（自動車製造業者等又は指定再資源化機関が引き取った特定再資源化物品について当該処分が行われた場合を除く。）において、当該使用済自動車産業廃棄物等に係る一連の引取り若しくは引渡し又は再資源化の行程における移動報告に係る義務について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者は、廃棄物処理法第十九条の五の規定の適用については、同条第一項第三号に掲げる者に該当するもののみなす。

一 第八十二条第一項又は第二項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた引取業者

二 第八十二条第三項又は第六項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つたフロン類回収業者

三 第八十二条第七項から第九項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた解体業者

四 第八十二条第十項から第十二項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた破碎業者

（許可等に関する意見聴取）

（再審査請求等）

（報告の徴収）

第一号及び第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分を除く。）並びに第百四十三条规定の規則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定定公報の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第七十四条及び附則第十条の規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日

(適用)
(引取業者の登録に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「旧フロン類回収破壊法」という。）第二十五条第一項の都道府県知事（旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあっては、市長）の登録（以下「登録」という。）を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録」という。）を受けたものとみなされるものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次項において同じ。）がした第四十二条第一項の引取業者の登録を受けたものとみなす。

前項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を二の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

前二項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされた者についての第四十二条第二項の規定については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けた日（前項の規定により二以上の登録を同一の登録とみなされた者にあっては、当該二以

上の登録のうち最初の登録を受けた日)を同条
第一項の引取業者の登録を受けた日とみなす。
(フロン類回収業者の登録に関する経過措置)
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧フロン類回収業者の登録(以下この条において「旧フロン類回収業者の登録」といふ。)を受けている者は、当該旧フロン類回収業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)がした第十五条第一項のフロン類回収業者の登録を受けたものとみなす。
前項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。
前二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者(次項に規定する者を除く。)についての第五十三条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収業法の第二種フロン類回収業者の登録を受けた日(前項の規定により二以上の登録を一の登録とみなされた者にあっては、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日)を同条第一項のフロン類回収業者の登録を受けた日とみなす。
4 第一項及び第二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者であつて、旧フロン類回収業法第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過しないもの(当該通知を受けた日以後附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収業法第三十三条第一項において読み替えて準用する旧フロン類回収業法第十二条第一項の規定による更新を受けた者を除く。)についての第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「五年ごとに」とあるのは、「附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過

する日までにその更新を受け、かつ、その更新（解体業の許可等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項若しくは第七条の二第一項又は第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けている者であつて、解体業に該当する事業を行つているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

二 十七条第一項の規定にかかるらず、引き続き当該事業を行うことができる。

前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十八条规定第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出したときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に破碎業について第六十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に現に破碎業に該当する事業を行つてゐる者（第一項に規定する者を除く。）は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日（その者がその日以前に第六十八条第一項の申請書を提出した場合には、第六十七条第一項の許可が確定の施行の日（第六十九条第二項の規定による通知がある日）までの間は、第六十七条第一項の規定にかかるわらず、引き続き当該事業を行うことができる。）

前項の規定により引き続き破碎業に該当する事業を行うことができる場合においては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた破碎業者とみなして、この法律の規定（第七十二条において準用する第六十五条を除く。）を適用する。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、破碎業者は、廃棄物処理法第十四条、第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

（再資源化等に係る料金の公表に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に販売された自動車に関する第三十四条第一項及び第八十条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「これを販売する時までに」とあり、及び第八十条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに」とする。

（再資源化預託金等の預託に関する経過措置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日（以下「基準日」という。）前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同條第一項中「最初の自動車登録ファイ

自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた後に」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けた後に」とする。

第十一条 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた後に起算して三年を経過する日までの間に自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付を受けようとする者は、国土交通大臣等に対し、預託証明書を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付をしないものとする。
(特別区の長の事務に関する経過措置)

第十二条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。
(フロン類の破壊の定義に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第二条第十項の規定の適用については、同項中「第三十三条第三項」とあるのは、「第五十二条第二項」とする。
(検討)

第十四条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から第十一条まで、第六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄
附 則 (平成一六年五月二六日法律第五五号) 抄

(施行期日)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十六条）、施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二条 この法律は、附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用等に関する経過措置（罰則の適用等に関する経過措置）。

る法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(处分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和二十二年法律第六十七号) 別表第一廢棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項の改正規定中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、第七条及び第八条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条(第二百二条、第七十七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定)公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節(第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

(昭和二十二年法律第六十七号) 別表第一廢棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項の改正規定中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、第七条及び第八条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定(公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。